

# 不妊治療費の助成制度

～令和3年1月1日以降に終了した治療に対して助成を拡充しています～

県と市では、不妊や不育症の治療を受けている夫婦の経済的な負担軽減のため、治療費の一部を助成しています。国の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の拡充に伴い、令和3年1月1日以降に終了した治療に対して、次の3つの助成制度を拡充しています。



**問合せ先** 長寿健康課健康づくりグループ(あいあい ☎84-3316)

## 拡充内容

- 所得制限(夫と妻の所得の合計額)がなくなりました
- 県の助成の上限額が増額されました  
助成上限額が15万円であった治療は30万円に、7万5千円であった治療は10万円に増額されました。
- 助成回数をリセットすることができるようになりました  
助成を受けた後出産した場合、過去に受けた助成の回数をリセットできるようになりました。  
※妊娠12週以降に死産に至った場合も、リセットできます。
- 事実婚の夫婦も助成を受けられるようになりました
- 市の「上乗せ助成金」と「こうのとりの支援」の両方を受けられるようになりました(治療内容C・Fの場合)  
これまでいずれかしか受けられなかった「亀山市特定不妊治療費助成(上乗せ助成金)」と「亀山市不妊治療費助成(こうのとりの支援)」が両方受けられるようになりました。

## 三重県特定不妊治療費助成 (特定不妊治療(体外受精・顕微授精)と男性不妊治療)

	内容	
助成上限額	特定不妊治療	治療内容※1A、B、D、E…30万円 治療内容C、F…10万円
	男性不妊治療	30万円
助成回数	妻の年齢※2が40歳未満…1子ごとに6回まで 妻の年齢が40歳以上…1子ごとに3回まで	
所得制限	なし	
婚姻要件	法律上婚姻している夫婦または事実上婚姻関係にある者	
対象年齢	治療開始日の妻の年齢が43歳未満	
申請期限	治療が終了した日から60日以内	

- ※1 治療内容  
 A…新鮮胚移植を実施  
 B…採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施  
 C…以前に凍結した胚による胚移植を実施  
 D…体調不良等で移植のめどが立たず治療終了  
 E…受精できず、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止  
 F…採卵したが卵が得られないため中止
- ※2 「初回助成」または「リセット後最初の助成」の治療開始時点の妻の年齢

## 亀山市特定不妊治療費助成 【県助成への上乗せ助成】

※三重県特定不妊治療費助成と同時申請が必要、医療機関の証明書は不要

	内容
対象治療	治療内容CまたはF
助成上限額	7万5千円 (100円未満の端数は切り捨て) ※治療額から三重県特定不妊治療費助成額を差し引いた額
助成回数	妻の年齢が40歳未満…1子ごとに6回まで 妻の年齢が40歳以上…1子ごとに3回まで
交付要件	申請時に夫婦の双方またはどちらか一方が亀山市の住民基本台帳に登録があること
所得制限	なし
婚姻要件	法律上婚姻している夫婦または事実上婚姻関係にある者
対象年齢	治療開始日の妻の年齢が43歳未満
申請期限	治療が終了した日から60日以内

## 亀山市不妊治療費助成 【こうのとりの支援】

	内容
対象治療	体外受精、顕微授精、人工授精
助成上限額	対象経費の2分の1で上限10万円(100円未満の端数は切り捨て) ※三重県特定不妊治療費助成、亀山市特定不妊治療費助成等、地方公共団体の助成を申請している場合、助成対象経費から、それらの助成額を差し引きます。
助成回数	1年度につき1回
交付要件	申請者が申請の日の1年以上前から亀山市の住民基本台帳に登録があること
所得制限	なし
婚姻要件	法律上婚姻している夫婦または事実上婚姻関係にある者
対象年齢	治療開始日の妻の年齢が43歳未満
申請期限	令和4年3月31日

### 治療方法ごとの助成イメージ

#### ●特定不妊治療 [体外受精・顕微授精 (治療内容A、B、D、E)]

<b>県・助成</b> 上限30万円	<b>市・こうのとりの支援</b> (対象経費 - 他の助成) × $\frac{1}{2}$ (上限10万円)
-----------------------	---

#### ●特定不妊治療 [体外受精・顕微授精 (治療内容C、F)]

<b>県・助成</b> 上限10万円	<b>市・上乗せ助成</b> 上限7万5千円	<b>市・こうのとりの支援</b> (対象経費 - 他の助成) × $\frac{1}{2}$ (上限10万円)
-----------------------	---------------------------	---

#### ●人工授精

<b>市・こうのとりの支援</b> (対象経費 - 他の助成) × $\frac{1}{2}$ (上限10万円)
---

#### ●男性不妊治療

<b>県・助成</b> 上限30万円
-----------------------

### ほかにも次の助成や相談窓口があります

#### 亀山市不育症治療費助成

不育症治療を受けた夫婦に対し、その治療費の一部を助成します。

**助成上限額** 1年度につき1回 10万円

**所得制限** なし

#### 第2子以降の特定不妊治療費に対する助成回数の追加

第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数の追加があります。

※平成26年度以降新規に申請した人のみ

#### 三重県不妊専門相談センター

不妊や不育症に関する悩みや不安を聞いてほしい、さまざまな情報がほしいなど、不妊や不育症に関する相談に、助産師、看護師、不妊カウンセラー(女性)が応じます。

**相談専用電話** ☎059-211-0041

**相談日** 毎週火曜日(祝日、年末年始を除く)

**受付時間** 午前10時～午後8時

助成の内容、申請書類など詳しくは、長寿健康課健康づくりグループへお問い合わせください。

